

東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』の性質について

—真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』の分析を通して—

小山田和夫

はじめに

筆者は「興福寺本『僧綱補任』の性質について」(『立正史学』第五十五号掲載、昭和五十九年三月)の中で、『僧綱補任』諸本、すなわち興福寺本・東大寺本・彰考館本等に関するこれまでの研究史の整理を行い、次に興福寺本『僧綱補任』所引「或本」及び「補任」の分析を通して、「補任」という名称で引載されているのは、現在の興福寺本『僧綱補任』の書写に際して用いた底本そのものを指していること、また書写に用いた底本にも検討を加え、底本の中に記載されていない僧侶について、『僧綱補任』の「或本」等によって増補を行い、さらに『東大寺別当次第』あるいはそれに類する記録の中に、僧綱職にあつたことの記載がみられる僧侶が見出されたため、それらは東大寺別當に補任された年紀をもつて、僧綱に補任された年と考え、新たな書き入れを行つてあることを明らかにした。

次いで「水府明徳会彰考館所蔵『僧綱補任』乾坤二帖の性質について」(『史正』第十三号掲載、昭和五十九年六月)において、從来その性格すら明確でなかつた彰考館本『僧綱補任』乾坤二帖について、その記事内容等を分析し、彰考館本『僧綱補任』乾坤二帖は、叡山宗門内部資料である『延暦寺入寺帳』、あるいは叡山に存在する諸記録類を縦横

無尽に利用することの出来た同山の天台宗僧侶によつて作成された『僧綱補任』であることを明らかにした。

また、「諸書に引かれた『僧綱補任』について」(『印度学仏教学研究』第三十三卷掲載予定)において、彰考館本『僧綱補任』乾・安和二年条所引「奈良補任」、『弘法大師行状要集』第四及び第六所引「僧綱補任」、『高野春秋編年輯録』第二所引「僧綱補任」、『仁和寺諸院家記』大教院条裏書所引「究竟僧綱任」等、諸書に引載されている「僧綱補任」を現存する『僧綱補任』と比較検討の上、『僧綱補任』と呼称されている現存諸本及び諸書に引載されているものは、朝廷において作成・保管されていた僧綱の補任記録を書写したものではなく、諸寺院あるいは宗門内において、独自に作成したものであろうという結論を導き出すに至つた。

本稿では、右の拙稿に基づいて、大須觀音真福寺宝生院⁽¹⁾所蔵『七大寺年表』、すなわち東大寺東南院經藏本十二巻の第一巻及び第二巻の性質について、いささか考察を加えてみたい。

一、研究史の概要とその問題点

『七大寺年表』と『僧綱補任抄出』(東大寺東南院經藏本十二巻より抄出したもの)については、前掲拙稿「興福寺本『僧綱補任』の性質について」一の(1)『七大寺年表』と『僧綱補任抄出』(四八〇五二頁)の項において、その研究史及び問題点を整理しておいたので、ここでは極めて簡単に今日まで明確にされた点を記すに留めたい。

小野玄妙(三楞生)氏は「僧綱補任抄出と七大寺年表」(『仏書研究』第一号掲載、大正三年九月)において、『僧綱補任抄出』(群書類從卷五十四所収、大日本佛教全書第一一二巻・伝記叢書、同上第六四巻・史伝部三所収)巻首に、

東大寺東南院經藏本十二巻、忠珍^僧都撰。粗一見之次、処々抄書了。更不可及^ニ外見^ニ者也。

とある深賢の識語に着目し、『僧綱補任抄出』上下二巻は、東大寺東南院經藏本十二巻より抄出したもので、十二巻

本の撰者として記されている「忠珍僧都」は、「惠珍僧都」の誤写に基づくものと見做し、さらに、『七大寺年表』と称呼しているものは、『僧綱補任抄出』の抄出原本である東大寺東南院経藏本十二巻の『僧綱補任』の残欠本であることを初めて明確にされた。

その後平田俊春氏は、「七大寺年表の史料批判」（『日本歴史』第四十六号掲載、昭和二十七年三月。のち同氏著『日本古典の成立の研究』）へ昭和三十四年十月、日本書院▽第二編第五章「七大寺年表の成立と扶桑略記」、同氏著『私撰国史の批判的研究』（昭和五十七年四月、国書刊行会▽第三編第四章「七大寺年表の批判」として所収。氏の学説引用は、最終的見解を示すと考えられる『私撰国史の批判的研究』所収のものによる。）において、『七大寺年表』は、永万元年（一一六五）、東大寺東南院の恵珍僧都が興福寺本『僧綱補任』六巻を基とし、『扶桑略記』、また『補任』或本、『東大寺要録』、その他の諸書を材料として編纂した東大寺東南院経藏本十二巻の『僧綱補任』の第一巻及び第二巻に相当し、かつ真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』上下二巻は原本であると論断された。

鈴木学術財団編大日本仏教全書第九十九巻・解題三（昭和四十八年一月、鈴木学術財団・講談社）所収「七大寺年表」解題を執筆された堀池春峰氏は、従来の研究で明確になつた諸事項を略述した上で、『七大寺年表』と興福寺本『僧綱補任』とに相違がみられることを指摘された。

平林盛得氏と小池一行氏の共編『五十音引僧綱補任僧歴綜覧』（昭和五十一年七月、笠間書院・笠間索引叢刊35）「解題」（平林盛得氏執筆）では、平田俊春氏の指摘を踏まえた上で、東大寺東南院経藏本十二巻が恵珍の撰であるとすることに疑念の余地があることを述べられている。それは、六条院を新院と呼び得るのは、真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』の奥書にみえる「永万元年十月」より三年後の仁安三年（一一六八）以降のことであり、それゆえ『僧綱補任抄出』永万元年条は、恵珍が永万元年（一一六五）に十二巻本を編纂した内容そのままの抄出でないということになるという見解

を示されたのである。

以上の点を総合すれば、『七大寺年表』と誤った書名が付され、かつ称呼されていたものは、惠珍僧都撰東大寺東南院経藏本十二巻本の『僧綱補任』の第一巻及び第二巻に相当し、『僧綱補任抄出』（醍醐寺三宝院所蔵『僧綱補任略』）上下二巻は、その惠珍僧都の撰になる十二巻本の抄本であるということになるであろうが、東大寺東南院経藏本十二巻の撰者惠珍について疑念の余地があるとの指摘もあり、また真福寺宝生院蔵本が東大寺東南院経藏本十二巻の第一巻及び第二巻の原本であるとの指摘に対する是否もその後問われていよいよ思われる。

本稿では右の二点についても、次節以下において触れてみるつもりである。

二、興福寺本『僧綱補任』と東大寺東南院経藏本『僧綱補任』との関係

平田俊春氏は前掲「七大寺年表の批判」において、和銅三年及び宝亀九年両条を例として、『七大寺年表』が興福寺本『僧綱補任』を基にして、『扶桑略記』によつて書入れを行つたこと、また『僧綱補任抄出』は、興福寺本『僧綱補任』から直接抄出したものではなく、『七大寺年表』より抄出したものであることを実証しようとされ、平林盛得氏、小池一行氏も前掲『五十音引僧歴綜覧』の「解題」（三二九～三三〇頁）の中で、和銅三年庚戌条を例として、平田俊春氏の学説を追認された。

興福寺本『僧綱補任』と東大寺東南院経藏本『僧綱補任』（その第一巻及び第二巻は、真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』上下二巻である。）との関係、さらに『僧綱補任抄出』との関係を考える上で、一例として示された和銅三年庚戌（七一〇）条は、次のとおりである。

興福寺本『僧綱補任』

東大寺東南院経藏本『僧綱補任』

『僧綱補任抄出』

同三年庚、入唐學問僧道顥、始持來

甘子仍令殖。

和銅三年庚

僧正義淵

和銅三年庚
三月辛酉日、始遷都。從難波宮移

御奈良京。定左右京條坊。入唐學

問僧道顥始柑子木植之。

和銅三年庚
三月辛酉日、始遷都。從難波宮移

御奈良京。定左右京條坊。入唐學
間僧道顥始柑子木植之。三月始建

小僧都弁昭

同帝。

興福寺金堂。同年移造大安寺於平

律師僧昭

元明天皇
三月辛酉日、始遷都。從難波宮移

(裏書)建立興福寺。

和銅三年庚
三月辛酉日、始遷都。從難波宮移

僧正義淵

同帝。

御奈良京。定左右京條坊。入唐學

間僧道顥始柑子木植之。三月始建

少僧都弁昭

興福寺金堂。同年移造大安寺於平

律師僧昭

城京。

弁通▲

三月、右大臣藤原朝臣不比等於大
和國平城京始建興福寺金堂。先是
大織冠内大臣由蘇我入鹿誅害事、
発願奉造金色釈迦丈六像一軀。
挾侍菩薩二体。○中内大臣薨後、
所移起也。

同年移造大官寺於平城京。

右のとおり、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』和銅三年庚戌条は、僧綱の補任記事のみならず、追加されている記事についても、興福寺本『僧綱補任』同年条を基礎（印部分）とし、興福寺建立記事などは、さらに『扶桑略記』和銅三年条（印部分。新訂国史大系第十二卷七八頁。）によつて書きえたものであることが明らかであり、『僧綱補任抄出』和銅三年庚戌条は、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』同年条の抄出であることも明白である。

東大寺東南院経藏本『僧綱補任』と『僧綱補任抄出』との関係については、塙保己一の群書類從卷第五十四の上下二冊に收められた『僧綱補任抄出』卷首識語及び奥書からも明確に知られるところである。すなわち同書上の卷首に、
東大寺東南院経藏本十二卷〔惠〕忠珍僧都撰。粗一見之次、処々抄書了。更不可及外見者也。深賢記。

とあり、同書下の本奥書に、

此二卷、以光台院経藏本、仰或僧令書写了秘藏云云。

承応二年三月五日
前大僧正覚定

とあり、群書類從本の奥書には、

僧綱補任略二卷、以醍醐寺三宝院所蔵之本賸之。

とある。江戸時代初期に第八代醍醐寺座主義演（永禄元年～寛永三年）が最初に居住したことで知られる醍醐寺光台院の経藏には、深賢（弘長元年～一二六一九月十四日入寂）が忠珍僧都撰東大寺東南院経藏本十二卷より抄出した『僧綱補任略』二卷が伝来しており、これを承応二年（一六五三）三月五日、前大僧正覚定がある僧侶に命じて書写させたものが、秘藏されて醍醐寺三宝院に伝來し、塙保己一は三宝院伝來本を贋写し、その書名を『僧綱補任抄出』と名付けたのである。

かように、『僧綱補任抄出』上下二巻、すなわち醍醐寺三宝院所蔵光台院経藏本『僧綱補任略』二巻は、東大寺東

東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』の性質について

南院経蔵本『僧綱補任』十二巻より抄出したものであり、その東大寺東南院経蔵本十二巻は、興福寺本『僧綱補任』六巻を基礎として用いたことが明らかではあるものの、興福寺本の僧綱補任記事については、右の和銅三年庚戌条に示されていようとおり（▲印部分）、検討を加え、「律師弁通」のように新たな追加を行っている場合もあり、次にこうした從來看過されて来た点にも注意を払って、東大寺東南院経蔵本と興福寺本との関係をみていくことにしよう。

（一）東大寺東南院経蔵本編纂における大・少僧都直任僧侶の検討

① 弁 通⁽³⁾

東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』和銅三年庚戌条の律師の項にその名が挙げられている弁通は、興福寺本『僧綱補任』の同年条では、補任事実が認められなかつたため、記載されておらず、同本和銅五年壬子条に、

小僧都弁通<sup>同日任。不レ
經三講師一歟。</sup>

と記されており、和銅五年壬子（七一二）九月十五日、弁通が少僧都に直任されたことを告げ、「不_レ經^{〔律〕}講師一歟。」との注記を付している。

興福寺本『僧綱補任』を基礎とした東大寺東南院経蔵本は、興福寺本がその根拠薄弱か何かの理由で、「〇〇〇歟。」と疑問視した場合には、必らずといってよい程、その疑問に答えるべく他本を調査し、解答を導き出そうと努力しており、この律師弁通もそうした一つの例である。

東大寺東南院経蔵本は、底本として用いた興福寺本の和銅五年条の少僧都弁通に付されている注記の答えを求めようとし、他本等を調査した結果、弁通は律師を経ることなく、少僧都に直任されたのではないという結論に達し、その大宝二年壬寅条に、

律師弁通 同日任。或
本無_レ之。

と記載し、翌大宝三年癸卯条より和銅四年辛亥条に至るまで、律師の項に弁通の名を列ねさせ、和銅五年壬子条に、

律師弁通 同日任_ニ少僧都_一或本大宝
二年任_ニ律師_一今年□□□。

と記している。

つまり東大寺東南院経藏本は、興福寺本の和銅五年壬子条の少僧都弁通に付された注記をもとに、「或本」（東大寺東南院経藏本の和銅五年壬子条所引）によって、弁通の律師補任年月日を知り、大宝三年壬寅（七〇二）正月十五日という律師への補任時期を記述したのである。

ちなみに『続日本紀』和銅五年九月辛巳（十五日）条には、

觀成法師為_ニ大僧都_一弁通法師為_ニ少僧都_一觀智法師為_ニ律師_一。

と記されており、和銅五年（七一二）九月十五日に、弁通が少僧都に補任されていることは間違いないことが確認されるものの、弁通は少僧都に直任されたのか、あるいは律師より転じたのかについては、『続日本紀』の右の記載方法からは求めることは出来ず、不明である。

というのは、例えば『続日本紀』文武天皇即位第二年三月壬午（二十二日）条に、

詔以_ニ惠施法師_一為_ニ僧正_一智淵法師為_ニ少僧都_一善往法師為_ニ律師_一。

とあるように、同日少僧都に補任された智淵は、大宝三年（七〇二）正月二十五日に、僧正に転じているのであるが、

『続日本紀』大宝二年正月癸巳（二十五日）条は、

詔以_ニ智淵法師_一為_ニ僧正_一善往法師為_ニ大僧都_一弁照法師為_ニ少僧都_一僧照法師為_ニ律師_一。

と記しており、厳密に初任・昇任の区別を行っていないからである。

右に例示した弁通の場合と同様のことは、弁昭、良敏、榮弁、行達、良弁、慈訓についても言えるところである。

② 弁昭

弁昭については、興福寺本『僧綱補任』大宝二年壬寅条の一部に欠損がみられるため、同年に少僧都に補任されたとは断言はできないものの、大宝三年癸卯条には、間違なく少僧都の任にあつたことが記されている。ところが、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』文武天皇即位第二年戊戌条には、

僧 正恵施勢イ三月十八日壬午任。

唐学生。小豆氏。

大僧都道昭口本道眼十一月十五日任。藥師寺繡

仏開眼講師賞。大僧都始。

少僧都智淵恵輪僧正在俗時子。三月十八日壬午任。不經律師。法相宗。

十二月転任大僧都。

小僧都義成或本天武天皇第二年任云々。十二月日任。

律師善往元興寺。律師初也。三月十八日壬午任。

律師弁昭或本太宝三年正月任少僧都。不歷律師云々。十二月日任。

とあり、弁昭が律師に補任されたのは、大宝二年壬寅（七〇二）ではなく、文武天皇即位第二年戊戌（六九八）十二月日のことであるとしている。

『続日本紀』には、前記の文武天皇即位第二年三月壬午（三十二日）条以外、同年の僧綱補任記事は見られず、弁昭が律師に補任されたか否かを確認するには至らない。

東大寺東南院経藏本は、右の文武天皇即位第二年戊戌条に、弁昭は太宝三年正月、律師を経ることなく少僧都に直

任されたと「或本」が告げて いることを注記し、大宝二年壬寅条にも、

少僧都弁昭正月十五日任。
或本直任。

と、同様の注記を施しており、両条に記された「或本」とは、恐らく興福寺本を指しているものと思われ、東大寺東南院経藏本は、この「或本」が告げる弁昭の大宝二年少僧都直任という点を検討し、他本によつて、文武天皇即位第二年戊戌十二月日に、弁昭は律師に補任されたということを書き入れたものと思われる。

③ 良敏⁽⁵⁾

良敏については、興福寺本『僧綱補任』天平九年丁丑条に、

大僧都良敏月日任。義淵僧正弟子。
不_レ經_ニ律師・小僧都一歟。

とあり、良敏が律師・少僧都を経ることなく、天平九年丁丑（七三七）大僧都に補任されたことを告げて いるものの、ここにも「○○○歟。」と、弁通の場合と同様、疑問符が付されており、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』はこれを検討し、その神龜元年甲子条に、

律師良敏任日不_レ見。法相宗。興福
寺義淵弟子。或本無_レ之。

と記して いる。この「或本」とは、興福寺本を指して いるものと思われる。

東大寺東南院経藏本は、良敏は天平九年丁丑（七三七）に大僧都に直任されたのではなく、神龜元年甲子（七二四）に律師に補任され、天平元年己巳（七二九）十月七日、少僧都に転じ、天平九年丁丑八月二十六日には大僧都に転じ、翌天平十年戊寅（七三八）入滅を迎えたと記して いる。

ちなみに『続日本紀』には、天平九年八月丁卯（二十六日）条に、
以玄昉法師為僧正。良敏法師為大僧都。

と記されており、天平九年丁丑（七三七）八月二十六日、大僧都に補任されたことは確認されるものの、それが律師・少僧都を経ての補任か否かは、先にも触れたとおり、この記載方法からは導き出すことはできない。

④ 栄弁・行達

栄弁及び行達については、興福寺本『僧綱補任』天平十年戊寅条に、

律師栄弁

七月三日任ニ小僧

都一

不レ經ニ律師一

小僧都行達

七月三日乙巳任ニ不レ經ニ律

師一

同十月丙子任ニ大僧都

とある。この栄弁の記事は、同本の天平十年戊寅条以前に、栄弁が律師に補任されていることを示さないにもかかわらず、この天平十年戊寅条では、律師の中に入れて記し、その上「不レ經ニ律師」一と矛盾する注記を加え、また律師の後に、小僧都の名を掲げるなど、随所に問題を孕んでいるように思われる。

東大寺東南院經藏本の撰者は、この興福寺本の矛盾した記事に気が付き、これを検討し、その神龜二年乙丑条に、

律師栄弁

任日

不レ見

行達 同。法相宗。薬

師寺。行基弟子。

と記し、翌神龜三年丙寅条には、

律師栄弁

或レ本

無レ之。

行達 或レ本

無レ之。

と記している。すなわち栄弁と行達は、共に神龜二年乙丑（七二五）に律師に補任されたとしているものの、その拠り所となつた史料は、補任年月日さえ満足に記載しているものではなかつたのである。翌神龜三年丙寅条には、「或本」には栄弁と行達が同年に律師であるという記載のないことを注記しており、この「或本」とは、興福寺本を指し

ているものと思われる。

興福寺本の記載事項の矛盾を具に検討した東大寺東南院経藏本ではあるものの、栄弁の少僧都補任、行達の僧都（少僧都）さらには大僧都への転任について、東大寺東南院経藏本が見た興福寺本以外の「或本」にも、その記載が興福寺本と同様のものであつたのかもしれないが、その天平十年戊寅条に、

律師栄弁七月三日
任ニ少僧都。

行達七月三日任ニ僧都。一薬師寺。法相宗。
十月十七日任ニ大僧都。一。行基弟子。

と記し、興福寺本の記載を踏襲しているのである。

『続日本紀』天平十年閏七月乙巳（九日）条には、

以行達法師・栄弁法師、為ニ少僧都。

とあり、また行達の大僧都転任は、天平十年戊寅（七三八）ではなく、翌天平十一年己卯（七三九）のことであることが、『続日本紀』天平十一年十月丙子（十七日）条に、

少僧都行達為ニ大僧都。

とあることによつて知られる。

この『続日本紀』の両条だけを考えるならば、行達も栄弁も共に天平十年戊寅七月九日に少僧都に直任されたように思えるのであるが、それは前にも述べたように、『続日本紀』の僧綱補任記事の記載方法が曖昧であるため、断定することは不可能である。

⑤ 良弁⁶

良弁については、興福寺本『僧綱補任』天平勝宝三年辛卯条に、

小僧都良弁 四月廿二日任。相模国人。百濟学生。華嚴宗。東大寺。

とある。この記事には、「○○○歟。」という疑問が付されているわけではないが、同年以前の条文に、律師に補任されていることを示す記事が見えないため、天平勝宝三年辛卯（七五一）良弁は律師を経ることなく、少僧都に直任されたことを示していると考えることが出来よう。

東大寺東南院経藏本も右のように考え、検討を加え、他本に拠って、良弁の律師補任は、天平十七年乙酉（七四五）正月二十一日のことであるとした。すなわち同本『僧綱補任』天平十七年乙酉条に、

律師良弁或本ニ天平勝宝直任ニ少僧都云々。正月廿一日任。花嚴宗。東大寺。相模国人。百濟氏。義淵僧正弟子。有山寺根本也。

と記されているとおりである。そして、良弁の少僧都補任については、興福寺本と同様、東大寺東南院経藏本もまた天平勝宝三年辛卯のこととしているのである。

ちなみに『続日本紀』天平勝宝三年四月甲戌（二十三日）条には、

詔以菩提法師為僧正、良弁法師為少僧都、道璿法師・隆尊法師為律師。

とあり、良弁が律師を経たのか、少僧都直任かは詳らかではない。また『正倉院文書』からも、良弁が律師の任にあつたことを見出だすには至っていない。なお、『東大寺要録』卷第一・本願章第一に掲載されている「根本僧正譚良弁」略伝にも、少僧都、大僧都、僧正の補任年はそれぞれ記されてはいるものの、律師の補任については、その記載が見られず、少僧都直任というのが事実ではないかと思わせるのである。

⑥ 慈訓⁽⁷⁾

慈訓については、興福寺本『僧綱補任』天平勝宝八年丙申条に、

小僧都慈訓同日任。不經律師。兼法務。

とあるように、興福寺本は、天平勝宝八年丙申（七五六）五月二十四日に、慈訓は少僧都に直任されたということを記しているのに対し、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』では、天平十七年乙酉条に、

律 師慈訓 或木ニ元花巣宗。遇ニ香象大師ニ伝ニ花巣宗ニ云々。同日任。興福寺。法相宗。良敏弟子。或木云、同日任法務云々。と記し、良弁と同様、天平十七年乙酉（七四五）正月二十一日に律師に補任されたことを告げ、さらに天平勝宝八年丙申（七五六）五月二十四日、少僧都兼法務に転じたことを記載しているのである。

『続日本紀』天平勝宝八歳五月丁丑（二十四日）条には、

勅、奉_ヨ為先帝陛下_ニ屈請看病禪師一百廿六人者、宜_レ免_ニ當_ニ戶課役。但良弁・慈訓・安寬三法師者、並及_ニ父母兩戸。_一○中_ノ 宜_ト和上_・小僧都_ハ大僧都_・華_ニ嚴_ニ講師_ハ小僧都_ニ法進_・慶俊並任_テ律師_上。

とあり、鑑真和尚と小僧都良弁とは大僧都、華嚴講師慈訓は少僧都にそれぞれ補任されていることが知られると同時に、良弁のみがこの当時既に僧綱に列していたこと、また他の鑑真、慈訓、法進、慶俊はこの時初めて僧綱に補任されたということが、「小僧都」という表記方法が示すことより類推出来よう。

つまり慈訓は律師を経ることなく、少僧都に直任されたのが事実ということになる。

なお慈訓は、天平寶字七年（七六三）九月四日に僧綱職を追われ、代わって道鏡が少僧都の任に就いており（『続日本紀』天平寶字七年九月癸卯条）、東大寺東南院経藏本では、その翌年の天平寶字八年甲辰条より、復任の三年前の神護景雲元年丁未までの間、「前少僧都慈訓」と、各条の最終行に附加しており、興福寺本に見られぬ東大寺東南院経藏本の一つの特徴ともなっている。

⑦ 慶俊⁽⁸⁾

慶俊については、興福寺本『僧綱補任』天平神護二年丙午条に、

律師慶俊去レ職歟。
可レ尋。

と記され、同本には、翌神護景雲元年丁未条より同三年己酉条に至る二箇年間、その名が見えないものの、同本宝龜元年庚戌条には、

律師慶俊同日任
小僧都一。

と再び見えている。東大寺東南院經藏本『僧綱補任』はこの興福寺本を検討しており、その天平神護二年丙午条には、律師慶俊の名を列ねさせ、興福寺本にあつた「去レ職歟。」という注記は加えず、翌神護慶雲(マニ)元年丁未条以降にも律師として慶俊の名を記しているのである。

さらに、興福寺本が宝龜元年庚戌（七七〇）八月二十六日に慶俊は少僧都に補任されたとして掲げている点も、東大寺東南院經藏本は検討を加え、宝龜二年辛亥の年より少僧都の任にあつたとしている。

しかしながら、『続日本紀』宝龜元年八月乙卯（二十六日）条に、

以慈訓法師・慶俊法師復為少僧都。

と記されているように、道鏡追放後、慈訓と慶俊は再び僧綱に補任され復帰しており、興福寺本の記載が正しく、慶俊が道鏡とともに僧綱職にあつたとしている東大寺東南院本は、全く事実に反した記述を行っているのである。

* * * *

以上のことより、東大寺東南院經藏本『僧綱補任』は、興福寺本『僧綱補任』の中に「○○○歟」と、疑問が付されている場合、すなわち律師を経ることなく少僧都に直任されたとしている僧侶については、殊更検討を加え、興福寺本以外の本を根拠として、必ず律師の補任時期を求め、それを記載しているという事実が判明しよう。こうして興福寺本を書き改めた東大寺東南院經藏の記事の信憑性は、『続日本紀』の僧綱補任記事に漏れがないという確証がな

いこと、またその僧綱補任記事の記載方法も統一性に欠け、基準を見出だすことが出来ないこともあり、論及し得るだけの根拠は得られないものの、⑤良弁のように、少僧都直任の可能性の高いものがある反面、⑥慈訓⑦慶俊の場合のように、東大寺東南院経藏本の明らかな誤記という事実もあり、そう高いものがあるとはいえない。それは、東大寺東南院経藏本が、興福寺本を書き改めるのに用いた「或本」の史料的価値が低いということに他ならない。

(二) 東大寺東南院経藏本編纂における任日不明僧侶の検討

東大寺東南院経藏本では、興福寺本『僧綱補任』の中で僧綱への補任月日が記載されていない僧侶について、その任日を他本によつて補なつている場合がある。以下この点について、幾人かの例を通して見てみよう。

① 弘耀・安寛・標瓊・善栄

興福寺本『僧綱補任』宝亀元年庚戌条に、

律師弘耀

大律師安寛

中律師標瓊

善栄

と、新たに僧綱に補任された僧侶が列記されているものの、その補任月日については何ら記載が見られない。

弘耀については、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』天平神護二年丙午条に、

律師弘耀七月任。薬師
寺。或本無之。

と記し、興福寺本が告げる宝亀元年庚戌（七七〇）ではなく、天平神護二年丙午（七六六）七月、律師に補任されたと

東大寺東南院經藏十二卷本『僧綱補任』の性質について

している。

安訟、標瓊、善栄の三人については、東大寺東南院經藏本『僧綱補任』神護慶雲元年丁未条に、

大律師安寬

或
無レ之。
本

中律師標瓊

或
無レ之。
本

善栄

已上三人任日不
見。或本無レ之。

とある。その任日は、東大寺東南院經藏が拠つた本にも記されていなかつたものの、興福寺本が告げる宝龜元年庚戌（七七〇）補任説を採らず、他本によつて神護景雲元年丁未（七六七）の補任であるとしている。

『続日本紀』には、善栄の補任記事は見えるものの、安寬⁽⁹⁾、標瓊のそれは記載がない。同宝龜三年十一月庚辰（四日）条に、

以ニ僧永嚴為ニ大律師。善栄為ニ中律師。

とあり、興福寺本、東大寺東南院經藏本共に信ずるに足りないことが知られよう。

② 善上・玄憐

興福寺本『僧綱補任』延暦四年乙丑条に、

律師善上

玄憐

と、新たに僧綱に補任された僧侶が挙げられているものの、前述の場合と同様、その補任月日は記載されていない。

東大寺東南院經藏本『僧綱補任』延暦三年甲子条には、

律師善上

同上

任。

玄憐同日任。

とあり、善上と玄憐は共に、延暦三年甲子（七八四）六月九日、律師に補任されたことを記している。

善上と玄憐について、『続日本紀』延暦三年六月戊申（九日）条に、

詔以ニ賢環法師ニ大僧都ニ行賀法師ニ少僧都ニ善上法師ニ玄憐法師並ニ律師ニ。

とあり、東大寺東南院経藏本は、善上と玄憐の律師補任の年月日を正確に記載していることが確認できる。

* * * * *

以上のとおり、①として掲げた僧侶については、東大寺東南院経藏本の記載に誤りがある可能性が濃厚であるもの、②の場合のように、興福寺本の記載に任日が明記されていない僧侶を検討し、他本に拠つて、出来る限り正確な補任年月日を見出だそうと努めていたことが知られよう。

（三）東大寺東南院経藏本における補任記事の追加

興福寺本『僧綱補任』を基礎とし、それを他本によつて具に検討を加えた東大寺東南院経藏本には、興福寺本には記載のなかつた僧侶の僧綱補任記事を増補した記事もある。

この新たに追加された僧侶は、西大寺の僧泰演であり、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』神龜二年乙丑条に、

律 師泰演同。法相宗。
西大寺。

とあり、同神龜三年丙寅条に、

律 師泰演或本
無之。

と記されている。この神龜三年丙寅条にみえる「或本」とは、泰演のことを記載していない興福寺本を指すものと思

われる。

この泰演について、東大寺東南院経藏本は、神亀二年乙丑（七二五）より天平八年丙子（七三六）正月四日の入滅に至るまで、律師の任にあつたことを記載しているのである。ちなみに『続日本紀』等より、泰演の僧綱補任記事を見出だすことは出来ず、その真偽を確認するには至っていない。

(四) 東大寺東南院経藏本における興福寺本増補記事の検討

筆者は前稿「興福寺本『僧綱補任』の性質について」（『立正史学』第五十五号掲載、昭和五十九年三月）の中で、興福寺本『僧綱補任』に引かれている「補任」について触れ、それは現在知られている興福寺本『僧綱補任』の書写に際して用いた底本そのものを指していることを明らかにした。

ここでは、興福寺本『僧綱補任』に散見する「補任」のうちの幾つかを例として、東大寺東南院経藏本がそれをどのように受け止めたかについてみて見よう。

① 小僧都弁静 七月廿一
日庚申任。

「補任之所レ注弁正。而官曹事類注ニ弁静。」

② 良興小僧都任ニ東大寺別當。治四年。良弁大僧都弟子。但作良興、補任中不レ見。可レ尋。 ○養老元年条

③ 大僧都良恵 任ニ東大寺別當。治五年。良弁僧都弟子。不レ見。 ○天平宝字五年条
経ニ小僧都律師ニ歎。補任中不レ見。可レ尋。

(水興カ)

④ 東大寺別當 治四年。良興僧都弟子。
但補任中不レ見。 可レ尋。

⑤ 靈義小僧都 任ニ東大寺別當。良興僧都弟子。治五年。但補任中不レ見。

○宝龜九年条

〔6〕大僧都永覚 任_ニ東大寺別當。治五年。永興律師弟子。

此僧綱補任中不_レ見。可_レ尋。

○延暦六年条

〔7〕_(堵久君カ)当治四年 良惠律師弟子。源氏。

○延暦十四年条

〔1〕は、東大寺東南院經藏本『僧綱補任』養老元年丁巳条では、

少僧都弁正_(静イ)七月廿一日任。三論宗。春。
日氏。東大寺造畢之後移住。

と記され、興福寺本の書写の底本に従つたか、あるいは「東大寺造畢之後移住。」と注記がある点よりすれば、東大寺に伝存する史料があり、それに従つて弁正と記したものとも考えることが出来る。この部分も、東大寺東南院經藏本が興福寺本を検討していることを明確に示していよう。

〔2〕以下は、すべて東大寺別當に補任されている僧侶である。

興福寺本は、書写に用いた底本、すなわち「補任」中に、僧綱に補任されたことを記載していなかつたにもかかわらず、『東大寺別當次第』あるいはそれに類する記録の中に、僧綱職にもあつたことが示されているため、これを新たに増補したものの、それら東大寺別當職にあつた僧侶の僧綱補任年月日を見出だすことが出来ず、止むなく、東大寺別當に補任された年紀をもつて、僧綱に補任された年として記載したのである。

これら東大寺別當職にあつた僧侶について、東大寺東南院經藏本はいかなる記載をしているのであらうか。順を追つて見ていくことにしよう。

〔2〕の良興について、東大寺東南院經藏本『僧綱補任』天平宝字五年辛丑条には、

東大寺別當僧都良興。治年四。良弁弟子。但件良興、補任中不_レ見。
花嚴宗

とあり、〔3〕の良恵については、同本天平神護元年乙巳条は、

東大寺別當大僧都良恵。第二。治五年。良弁弟子也。

と記し、④の永興については、同本宝龜元年庚戌条は、

東大寺別当律師永興。治四年。良興僧都弟子。補任中不^レ見。

と記し、⑤の靈義については、同本宝龜九年戊午条は、

東大寺別當少僧都靈義。治五年。良興弟子。補任中不^レ見。

と記し、⑥の永覺については、同本延暦六年丁卯条は、

東大寺別當大僧都永覺。治五年。永興律師弟子。永覺前後不^レ見。

と記し、⑦の堪久君についても、同本延暦十四年乙亥条は、

東大寺別當堪久君。治四年。後任ニ律師ニ云々。但補任不^レ見。良恵弟子。

と記しており、いずれも僧綱の列に掲げることはせず、補任記事の外に付されているところに特徴がある。また、興福寺本は初めに僧綱職名を出しているのに対し、東大寺東南院経藏本は、右のように初めに東大寺別當を冠している。

東大寺東南院経藏本にみえる「補任」とは、興福寺本『僧綱補任』からの孫引きであり、現在の興福寺本を検討し、かつ他書を調べた末、やはり不明であつたため、興福寺本に拠りつつも、東大寺別當といふ点をまず記し、ついでその僧綱職を記したものということになろう。この東大寺別當職にある僧侶のうち、興福寺本に記載漏れのあつた禪雲を、東大寺東南院経藏本は、その延暦十年辛未条に、興福寺本の他の例にならないながら、

東大寺別當律師禪雲。治四年。等定弟子。補任中不^レ見。
と記し、さらに延暦十八年己卯条に、

東大寺別當少僧都源海。治四年。

と追加記載しており、東大寺東南院経藏本が興福寺本の記事を入念に調査・検討していることを物語つていよう。

牛山佳幸氏は「寺院別当と交替解由制度」（『古文書研究』第十九号掲載、昭和五十七年七月）の中で、寺院別当・三綱に解由制度が適用されたのは、他の内外官に比べて遅く、貞觀十二年（八七〇）十二月二十五日（『日本三代実録』）に至つてであり、それは翌貞觀十三年（八七一）八月二十五日に奏進され、同年十月二十二日に施行された『貞觀式』にも盛込まれていること、さらに『東大寺別当次第』『七大寺年表』『東大寺要録』に記載されている良弁以下の初期の東大寺別当職にあつたという僧侶について、『正倉院文書』等を博搜し、寺内における指導的役割を果たした事実に疑いを挟む余地はないものの、「別當」が三綱の上に立つ寺執行者であると断定できる例は奈良時代ではなく、延暦年間に至つて、寺院における別当制は東大寺において創設されたものであることを論述され、その初例は、『東大寺別当次第』に記載されていない「別當修哲」（延暦二十一～三年の間に就任）であるとした。

右に掲げた②より⑦までの僧侶、さらに追加した禪雲と源海の東大寺別当就任時期は、『東大寺別当次第』によれば、延暦十八年（七九九）以前のことであり、牛山佳幸氏の論に従えば、三綱の上に立つ別当ではないということになろう。

これら良興以下の僧侶について、僧綱職にあつたことを示す史料は、『東大寺別当次第』及びそれに類する記録が存在するのみで、興福寺本『僧綱補任』は止むなく、東大寺別当補任の年紀をもつて、僧綱に補任された年としたものの、東大寺において作成された東大寺東南院経藏本『僧綱補任』も、これら僧侶の僧綱補任に関する事実を見出だすには至らず、僧綱の列に入れて記すには根拠薄弱のため、記事として、それも「東大寺別當」を頭に冠して掲載したものと思われる。

右のとおり、興福寺本における追加経緯、そして東大寺東南院経藏本における興福寺本の記載事項を検討した上で

の表記の変更という点からすれば、良興より源海に至る東大寺別当職にあつたという僧侶は、新史料の出現でもない限り、僧綱職に補任されていたということを認めることは出来ないであらう。

『延喜玄蕃寮式』別当三綱条に、

凡僧綱不得_レ輒任_ニ諸寺別當。若不_レ獲_レ已者、待_ニ別勅_ニ任之。

とあるように、僧綱職にある者はたやすく諸寺の別當に任命されていけないことが規定されているものの、實際には、寛仁四年（一〇一七）十一月三十日太政官牒所引「旧例」（『東南院文書』一）に、

別當者、自爾以來不_レ依_ニ蘗次_ニ、只被_レ簡_ニ任僧綱。凡僧之中、已經_ニ數代_ニ也。

とあり、また永承六年（一〇五二）五月二十三日太政官牒所引「五月十七日奏狀」（『東南院文書』一）に、

寺家別當職者、多以_ニ常住僧綱_ニ、被_レ拜_ニ任件職。若無_ニ僧綱_ニ之時、以_ニ常住已講。○下略

とみえるとおり、東大寺の場合は、いわゆる僧綱別當が多かつたようであり、この時代に編纂された興福寺本あるいは東大寺東南院経藏本『僧綱補任』は、同時代の慣例などに基づいて、『東大寺別当次第』という編纂物を無批判に受け入れてしまったとも考えられよう。

三、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』の編纂時期

東大寺東南院経藏本『僧綱補任』第一巻及び第二巻は、周知のとおり、大須觀音・真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』上下二巻として伝存しており、その下巻に記された奥書⁽¹⁰⁾は次のとおりである。

永万元年十月比書寫了。 惠珍之。

一交了。不審更多。

交ニ合ニ三本ニ取レ要付レ注。同注ニ相違□
〔事〕

其中不審猶多、真偽難レ決歟。

重注ニ付異本ニ了。

但注本相違、不審猶多。為レ之如何。

重可レ合ニ勝本ニ歟。

又読合了。略注付了。

この奥書より知られる事実は多いが、前節までに述べた点との関係で言えば、基礎的材料として用いた興福寺本『僧綱補任』と校合した三本との相違が甚だしいということであり、作成した本そのものに対し、恵珍自身が必ずしも満足しておらず、より善本を求めて、さらに校合する必要のあることを記していることをまず挙げておきたい。

そしてこの奥書より知られる校合姿勢は、前節において、 $\text{H} \rightarrow \text{I}$ に分けて確認したところであり、第一巻及び第二巻に費やした時間は、計り知れぬものがあるようと思われる。

平田俊春氏は前掲「七大寺年表の批判」において、

真福寺本には「十月比書写」とあり、『補任抄出』には「十一月」までの記事があるのは前後するようであるが、真福寺のその奥書は第二巻に付せられたものであり、『補任抄出』の記事は第十二巻の末尾であるから、十月から十一月にかけて編纂されたものである。

と述べ、東大寺東南院経蔵本第十二巻は、永万元年（一一六五）十月から十一月にかけて編纂されたものであることを説かれた。

これに対して、平林盛得・小池一行両氏編前掲『五十音引僧綱補任僧覧綜覽』所収「解題」（平林盛得氏執筆）は、

ただここでも六条院を新院としていることに若干の疑念が残る。六条院は永万元年六月に即位、三年後の仁安三年に高倉天皇に位を譲られて新院となる。したがつて永万元年には六条天皇は新院とはよばれ得ない。だからこの条は惠珍が永万元年に十二巻本を編した内容そのままの抄出ではないことになる。このことはさらにいくつかの場合を考えさせることになる。深賢が抄した本書は惠珍が編したそのものではなく、若干書き変えがある。その書き換えは深賢か。または惠珍が永万元年に書写した十二巻本とは最下限が永万元年ではなく、これより遡った年次で、これに書き継ぎがあつたか、などである。これらの結論は早々に下せないので、ここではすでにのべているように十二巻本が惠珍の撰であることに疑念の余地があることを指摘するにとどめたい。

群書類從卷第五十四所収『僧綱補任抄出』二巻は、東大寺東南院経藏本『僧綱補任』十二巻より抄出したものであり、『僧綱補任抄出』永万元年乙酉条に記されている「新院_{六条}」は、当然東大寺東南院経藏本にも記載されていたと考えるのが自然である。

とすれば、「新院_{六条}」は、永万元年（一一六五）六月二十五日⁽¹⁾、土御門高倉第において受禅され、六条天皇となられ、その後仁安三年（一一六八）二月十九日⁽¹²⁾、位を憲仁親王（高倉天皇）に譲られた以降の六条天皇の称呼であるから、平林盛得氏の指摘のとおり、奇妙な記載である。

この「新院_{六条}」という記載は、『僧綱補任抄出』のそれまでの「○○天皇」という記載方法からすれば、「今上」あるいは「六条天皇」とあるべきであり、前者であれば、六条天皇の御代に編纂されたものであることが明確となり、後者であれば、六条天皇の御代以降に編纂されたものということになるものの、現実には、「新院_{六条}」とのみ

記されているのである。

ここで思い起すのは、水府明徳会彰考館本『僧綱補任』嘉承二年丁亥条に、

新院御即位

喜承^{〔嘉〕}二年丁亥

とあり、同保安四年癸卯条に、

今上正月廿八日讓位

保安四年卯癸

とあることである。

和田英松氏は『本朝書籍目録考証』（昭和十一年十一月、明治書院）「僧綱補任」の項（五四二一三頁）において、右の記載より、彰考館本『僧綱補任』乾坤二帖の成立時期を崇徳天皇の御代に求められた。

『僧綱補任抄出』永万元年乙酉条に「新院_{六条}院。」とあるのは、彰考館本嘉承二年丁亥条に記載されている「新院御即位」という意味、すなわち六条院が、かつて六条天皇として即位された年ということなのではないだろうか。つまり、永万元年乙酉条に「新院_{六条}院。」と記すことのできる時期に、東大寺東南院経蔵本の編纂は終了したことを意味するのではないかだろうか。

推測するに、恵珍撰東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』十二巻は、第二巻の奥書きが示すように、永万元年（一一六五）十月に第一巻と第二巻の編纂を終了し、その最終巻である第十二巻は、六条天皇が讓位され、新院となられた仁安三年（一一六八）二月十九日以降に、その編纂を終了し、完成をみたことになろう。

恵珍の撰になる十二巻の東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』は、六条天皇から六条院の時代にまたがる事業の成果で

あり、その基礎となつた興福寺本『僧綱補任』六巻をそのまま書写したわけではないことは、前述のとおりであり、その記載年代も、興福寺本を引き継ぎ、少なくとも永万元年（一一六五）までに及ぶものであり、その完成をみるまでに費やした歳月は、二年を越えており、諸本の記事が一致をみないこと、あるいは基礎として用いた興福寺本のない時代、すなわち康治二年癸亥（一一四三）より永万元年乙酉（一一六五）に至る二十三箇年に及ぶ僧綱補任記事とその関係記事を収集・検討したという事実よりすれば、二年という歳月はそれ程長期間とも思えないものである。

なお、撰者恵珍については、『東南院務次第』にみえるとおり、第十一代の東南院主となつた僧侶であり、既に平田俊春氏が前掲「七大寺年表の批判」に記されている以上の事蹟を見出だすには至っていない。

四、大須觀音・真福寺宝生院と東大寺東南院経藏本『僧綱補任』第一巻・第二巻

大須觀音・真福寺宝生院が所蔵する典籍のうち、その主要なものは、『真福寺善本目録』（昭和十年十月）に二四一点、『真福寺善本目録（統輯）』（昭和十一年五月）に五八〇点、計八二一点が紹介され、これら主要典籍の奥書より、開山能信⁽¹³⁾が、武州多西郡高幡不動堂、甲州山梨郡横根寺、伊勢国鈴鹿郡慈恩寺等において書写・収集した聖教類、あるいは東福仏通禪師（大慧）入寂に際して、譲与された密教・禪學関係典籍が多いことが知られ、文庫の基礎が開山能信によつて築かれたことが判明する。

能信の後を繼いだ第二世住職信瑜については、その事蹟を記載した伝あるいは関係史料が管見に入らないものの、『大須觀音真福寺略史』（昭和二十九年五月、名古屋・浜島書店）四、真福寺の盛衰（一五頁）によれば、学は頗密に通じ、徳も高く内外に聞こえ、東大寺東南院二品聖珍法親王（伏見天皇第二皇子と伝える）に師事し、選ばれて唯授一人の付法を受け、名声は内外に喧伝され、弘和二年（一二八二）八月七日入寂したという。

信瑜の師事した聖珍については、恒明親王の子で、龜山院の孫にあたるという説⁽¹⁴⁾、あるいは伏見天皇の子であると
いう説⁽¹⁵⁾があり、いずれが正しいかは俄かに決し難い。

聖珍は聖尋の後を継ぎ、第二十三代東大寺東南院主となり、建武元年（一三四四）には、第百二十一代の東大寺別当に補任され、その後も康永二年（一三四三）八月及び文和元年（一三五二）十月の二度にわたり再任され（『東大寺別当次第』）、文和三年（一三五四）九月二十八日には東寺長者に補され（『東寺長者補任』卷第四、『高野春秋編年輯錄』卷第十。延文元年へ一三五六▽に辞す。）、応安七年（一三七四）四月には醍醐寺座主に補任され（『醍醐寺新要録』卷第十四・座主次第篇、『東南院務次第』）、永徳二年（一三八二）閏正月十八日、入寂した（『東寺王代記』）。

聖珍が書写した典籍より信瑜が転写したものが、『真福寺善本目録統輯』（前掲）に掲げられており、その奥書は次のとおりである。（△▽内は、同目録の頁数を示す。）

①諸課西南院 一帖△四一五頁▽

（奥書）延文二年正月十三日寫了。

貞治五年三月廿九日賜門主御本写了。 信瑜

②仁王經護摩次第私 一帖△三六五△六頁▽

（奥書）嘉曆三年正月廿一日以大僧正定濟御自筆之本書写之。

法印權大僧都定耀

一交了。

正慶二年二月廿八日以他筆写之了。後二月廿日写点了。

聖珍

貞治五年十二月二日、申出門主、太王聖_珍御筆本以他筆写之、自一交了。

信瑜

③応長元年伝法灌頂記録 二卷△三四五△六頁▽

(奥書)上卷

貞治六年七月十八日以南都東大寺東南院法親王御自筆御本謹写之而已。

金剛仏子信瑜

下卷

御本云、

文和二年六月九日為才學無用写之。写本雖為写本成三帖了。

弁法院定佐抄也。 東南院本

交了。

貞治六年七月廿日賜門主法親王御自筆御本謹奉写之矣 一交了

金剛仏子信瑜

④三宝院結縁灌頂事 一卷△三三七△八頁▽

(奥書)貞治六年七月廿九日賜門主 太王御自筆写之矣

權少僧都信瑜

⑤因別抄 第三 一冊△二四八△九頁▽

(奥書)于時応安元年後六月十八日、申出、東大寺本院法親王御本謹眺門弟写之。借自手校合之而已。

信瑜

⑥三摩耶戒私記 教舜 一卷△三一九△二〇頁▽

(奥書)本云、

弘安十年二月廿日、於石山寺為定玄阿闍梨受職灌頂行之間、為自行以先師大僧正御房御記等草写之了。謬定多々歟。但為愚見也。不可及他見而已。

金剛仏子教舜

元亨三年卯月六日以^ニ金剛輪院御本^ニ書^ニ写^レ之了。件本教舜僧都所^レ記之本也云々。

金剛弘子定超

觀応元年八月廿三日写^レ之。

校了。

東南院木

応安二年九月十一日、於^ニ東大寺実相院^ニ申^ニ出門主、太主御自筆之木譲奉^レ校了。

金剛資信瑜

⑦廻御修法注^私 一帖△四一四レ五頁▽

(奥書)応安四年歲次辛亥十二月廿四日申、賜^ニ門主太王相承御本^ニ譲写功訖。

金剛資信瑜

⑧代々御祈修法御読経等記 一帖△三五一頁▽

(奥書)自^ニ大治五年^ニ至^ニ暦仁元年^ニ前門主安養院殿御勘注三宝通通集以下、当門主太王御勘出也。申出、兩御自筆、応安五年歲次壬子二月一日於^ニ灯下^ニ譲奉^レ写訖。信瑜記^レ之。

⑨後七日法私記^{建保七年} 一卷△三五二頁▽

(奥書)嘉元二年十月廿日、為^ニ後規^ニ以^ニ定嚴法印所持本^ニ写^レ之。

權大僧都嚴仔

応安五年壬子二月四日、以^ニ東南院家御本^ニ写校訖。

信瑜

⑩藤草子口伝抄^末 一帖△三九九レ四〇〇頁▽

(奥書)

文永五年正月十四日、於^ニ醍醐寺遍智院^ニ抄^レ之了。

略○中

金剛弘子教舜

略○中

沙門 在御判

永和三年正月十四日、於真福寺宝生院、申下、門主一品太王御草本雇他手自校訖。

信瑜

(11)秘密法 一帖へ四〇九頁▽

(奥書)此書者西院流重書也。此法甚深習実可秘隱者歟耳。

定耀

正中元年十二月十二日書写。

永和元年六月一日写之。一校了。

定□

永和三年正月十六日、申出門主、二品太王御自筆雇他手自校訖。

信瑜

(12)精第 九帖へ三七三へ四頁▽

(奥書)第一帖

嘉曆二年卯月四日書写之畢。

永和元年五月十五日写畢。一交畢。

信瑜

永和三年正月十八日、申出門主、二品大王御自筆謹写之訖。

信瑜

右に(1)から(12)として掲げたのは、書写年代順であり、(1)として掲げた『諸課西南院』一帖が、東大寺東南院主聖珍法親王所持本を信瑜が書写したものでは最も年代が古く、貞治五年(一三六六)三月二十九日の書写奥書があり、(12)の『精第』九帖が最も年代の下るもので、永和三年(一三七七)正月十八日の書写にかかるものである。

信瑜の書写にかかる典籍には、右の貞治五年(一三六六)以前のものもあり、延文五年(一三六〇)閏四月十三日、中川十輪院において書写校合した『金剛王院流聖教』五帖へ目録続輯四〇へ一頁▽、同年十一月晦日より同六年二月八日にかけて書写した『秘藏性説鈔』七帖へ同上二八へ九頁▽の二点がそれであるものの、いずれも東大寺東南院主

聖珍所持本を書写したものではない。

⑫として掲げた永和三年（一三七七）正月十八日の書写奥書を有する『精第』九帖が、東大寺東南院主聖珍所持本を許可を受けて信瑜が書写した最後であると同時に、これ以降の信瑜の書写にかかる典籍は、管見には入らず、弘和二年（一三八一）八月七日に入寂を迎えるまでの四箇年余りの間は、信瑜の典籍収集・書写活動はなかつたのかもしない。

また、⑩として掲げた『薄草子口伝抄』は、永和三年（一三七七）正月十四日、真福寺宝生院において、申し出て、門主二品太玉すなわち東大寺東南院主聖珍の草本を借覧し、信瑜が他者に書写をさせ、それを自ら校合したことが奥書にみえており、⑥の『三摩耶戒私記 教舜』を東大寺実相院において書写した応安二年（一三六九）九月十一日以降、この永和三年（一三七七）正月十四日以前の間に、信瑜は真福寺宝生院に帰つていたことになろう。

つまり、真福寺第二世住職信瑜も開山能信と同様、東大寺東南院等において、典籍の書写に努めていたことが知られ、『真福寺善本目録 統輯』に掲載されている典籍の奥書より推定できる限りでは、東大寺東南院主聖珍所持本を書写したのは、貞治五年（一三六六）三月二十九日より、永和三年（一三七七）正月十四日までの間であることが判明しよう。

ところが、この期間中に書写され、東大寺東南院に伝來した典籍、また貞治五年（一三六六）以前の書写にかかる東大寺東南院あるいは同寺諸院坊伝来本も、真福寺宝生院には伝存しており、次にこの点について考えてみよう。

信瑜の東大寺東南院主聖珍所持本書写の時期と重複する時期に書写された典籍には、『弘法大師伝』一冊があり、その表紙には「東南院」の墨書が見え、東大寺東南院に伝來したものであることが知られる。その奥書には、

建久九年二月十三日、於醍醐寺遍智院、以仁和寺大円房律師本書了。伝聞、遍照寺経範法務作云云。金剛

資成賢本。

応安八年正月廿六日、於醍醐寺阿弥陀院、以成賢僧正自筆本写レ之。

同二月二日交了。

(花押)

と記されている。

この東大寺東南院伝来本『弘法大師伝』は、建久九年（一一九八）一月、醍醐寺遍智院において、成賢が仁和寺大円房律師の本を書写したものを、応安八年（一一七五）正月二十六日、醍醐寺阿弥陀院において転写し、同年二月二日に校合を終了したものである。

応安八年（一一七五）といえば、信瑜もこれを東大寺東南院において、借覧書き出来た時期であるが、これを転写せず、今はその東南院に伝来した応安八年の奥書を持つ本そのものが、真福寺宝生院には伝存していているである。

この『弘法大師伝』と同様のことが、佚存書として知られている『珊瑚集』卷第十一・第十四及び唐の太宗文皇帝（李世民）とその側近の臣下らの漢詩集『翰林学士詩集』一巻によつてもうかがうことが出来る。前者『珊瑚集』は、

(卷第十二奥書)

〔用紙一十九〕

□□□□□□□□□

〔用紙十六張〕

□□□□□□□□□

張写天平十九年歲在丁亥秋七月日。

(卷第十四奥書)

〔用紙十六張〕

□□□□□□□□□

□□□□□□□□□

天平十九年歲在丁亥三月写。

(欠字各古逸叢書へ清・黎庶昌編、一八八四年刊▽により補う。)

との奥書を持ち、卷第十二の奥には「東南院本」との朱書があり、後者の『翰林学士詩集』紙背にも「東南院本」との朱書があり、両書共もとは東大寺東南院に伝来した本であることは明らかである。

さらに『真福寺善本目録統輯』（昭和十一年五月）を見てみると（△▽内は、同目録の頁数を示す。）、

(1)因明三十三過抄 一巻△二四一頁▽

(奥書)天治二年七月十五日、於光明山一書了。

兼東大寺住僧三輪宗寛勝

(2) 中論疏聞書 一冊△二三三頁▽

(奥書)写本日記云、略 ○中

無相宗学侶沙門良秀

春秋廿二

于レ時文永十一年八月廿六日、於東大寺東室僧房一筆功終了。感得之至、隨喜有レ余。是併為下興ニ隆仏法ニ利益衆生矣。

三論修行沙門憲朝

春秋廿五。

(3) 維摩会精義二明用意抄

一帖△二四六頁▽

(奥書)寛元三年九月十七日亥時、於東大寺知足院新別所萱房南面抄レ之畢。○中

右筆花嚴宗末葉少僧都宗性

正嘉二年八月三日○中

大法師雲禪戒蘋四十二。

略 ○中

正和三年九月二日、為九月一日東南院因明講用意書始之、仍同三日終功了。

顯密顯學尺英海

(4) 勝鬘宝窟光闡鈔 第一・二 一冊△二三三頁▽

(奥書)嘉曆四年三月三日、於東大寺東南院、以中觀上人自筆本一書写了。此書有不慮之子細。加一見之次、自書教化。而競寸陰之間、頗文字形不見歟。後日必々可書直而已。

三論宗憲朝

(5) 二諦義私記 二帖△二三三△四頁▽

(上卷奥書)貞和四年十二月九日、於東大寺三面僧坊西室寒相院、中出、東南院御本交点了。此書寒敏僧都記云々。

三論宗憲朝

(下巻奥書)御本云、貞和四年六月之比令レ書レ之了。

同十一日交合了。実敏僧都私記云々。

貞和四年十一月廿七日、於東大寺三面僧坊寔相院、中出、東南院御本令レ書レ之了。

同廿八日一校了。

三論宗憲朝

と記した例のよう、天治二年(一一二五)七月十五日書写『因明三十二過抄』より、貞和四年(一三四八)十二月九日書写『二諦義私記』上巻に至る諸本は、(1)は東大寺の僧侶が光明山において書写したものであるものの、他の(2)から(5)は、いずれも東大寺内において書写したものである。これらもまた、前述の『弘法大師伝』と同様、信瑜自身転写することも十分可能であった典籍である。

臆測に過ぎないが、これら(1)から(5)として例示した典籍も、『弘法大師伝』・『瑞玉集』・『翰林学士詩集』の東大寺東南院伝来本と同様、東大寺東南院主聖珍より弟子信瑜に譲渡されたものであるのかもしれない。

ちなみに、信瑜の入寂、すなわち弘和二年(永徳二年、一三八一)八月七日以降の書写奥書を有する東大寺東南院本は管見に入らず、信瑜が東大寺東南院伝來の諸本を収集・書写し、それを真福寺宝生院の文庫に収藏したと推定することも出来、小稿の主題である『七大寺年表』、すなわち東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』第一巻・第二巻も、信瑜の時代に真福寺宝生院に入ったものと推測することが出来よう。⁽¹⁶⁾それゆえ、原本である可能性は十分に認められよう。

信瑜の時代に東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』第一巻・第二巻が、真福寺宝生院に入つても、既に弘長元年(一二六二)九月十四日に入寂した深賢によつて、抄出された『僧綱補任略』一巻は完成して、醍醐寺光台院に収藏されており、両書の関係には何ら抵触するところはない。

おわりに

以上のとおり、恵珍撰東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』の第一巻・第二巻（真福寺宝生院所蔵『七大寺年表』二巻）について、興福寺本『僧綱補任』との関係を考え、その編纂時期等について考察した結果、東大寺東南院経蔵本は興福寺本を基礎としながらも、興福寺本が疑問を抱いている箇所については、他本を調査し、これに応えようと努めていた姿勢を見出だすことが出来、その他本に誤りがあることもあるものの、その編纂姿勢は一応評価出来ること、また興福寺本がその書写に際して加えた東大寺別当職にあつた諸僧の僧綱職への補任の有無についても検討を試み、それら東大寺別当職にあつた諸僧を僧綱の列には入れず、記事として採り上げてことなどを明らかにした。その編纂の時期については、従来の学説と異なり、第一巻・第二巻の編纂は、六条天皇即位の年である永万元年（一一六五）十月に終了したものの、その最終巻である第十二巻は、六条天皇が讓位され新院（六条院）となられた仁安三年（一一六八）二月十九日以降に、その編纂を終了し、完成をみたことを推定した。

さらに、東大寺東南院経蔵本『僧綱補任』第一巻・第二巻は、真福寺第二世信瑜（弘和二年八月七日入寂）の時代に、『弘法大師伝』・『珊瑚集』・『翰林学士詩集』などの東大寺東南院伝来本とともに、真福寺宝生院の文庫に入つたものと推測出来ることなどを述べた。

前掲『僧綱補任』関係拙稿ともども、御批正を賜われば幸いである。

註

(1) 愛知県名古屋市中区大須にある北野山真福寺宝生院は、一般には「大須觀音」の名称で親しまれ、開山能信上人（正應四

東大寺東南院経蔵十二巻本『僧綱補任』の性質について

年へ一二九一▽勢州鈴鹿郡閑の郷井後に誕生)以来、歴代住僧が書写・収集した内外典籍は膨大な数にのぼり、特に第二代住職信瑜(弘和二年へ一三八一▽入寂)の命を受けて、二十八から九歳にかけて賢瑜が書写した『古事記』三帖(応安四、五年へ一三七一、二▽書写、国宝。)は、現存最古の『古事記』の写本として広く知られ、その複製本も、山田孝雄氏の解説を付した古典保存会I(大正十四年。尚解説は後に『典籍説稿』へ昭和二十九年九月初版、同四十七年六月改裝、西東書房▽に再録されている。)を初め数多く刊行されている。

真福寺文庫の調査は、昭和四年より、東京帝國大学教授黒板勝美博士を中心始められ、その成果は、『真福寺善本目録』(昭和十年十月)『同統輯』(昭和十一年五月)によつてうかがうことが出来、大阪府立図書館編『真福寺善本集影』(昭和十年十二月。四六四倍判、和装八四葉へ図版各半葉▽)によつて、その片影を知ることも可能である。

最近では、昭和五十三年十月一日より二十二日までの間、「尾張の国宝・重要文化財展」(於名古屋市博物館)が開催され、展示目録(A5判、二十頁)及び『尾張の国宝・重要文化財―絵画・書籍』(A5判、七十六頁)も刊行され、さらに昭和五十九年六月十六日より七月十五日までの一箇月間、「大須観音・真福寺文庫展」(於同上)が開催され、図録(B5判、六十四頁)も刊行された。

建久年間(一一九〇~九八)、尾張國中島郡長岡庄大須村に聖観世音菩薩を奉安するために建立された一堂より出発した真福寺は、慶長十七年(一六二二)徳川家康が、中島郡大須の真福寺が法親王の古跡であり、かつ貴重な経蔵を持っていることに鑑み、成瀬正成に命じ、現在の地に移転させ、今日に至つており、この間の経緯については、鈴木快聖師編『大須観音真福寺略史』(昭和二十九年五月、名古屋・浜島書店)を参照されたい。

なお拙稿「興福寺本『僧綱補任』の性質について」(『立正史学』第五十五号掲載、昭和五十九年三月)の中に掲げた『僧綱補任』諸本一覽②東大寺本(東大寺東南院経蔵本)僧綱補任の項へ、次の事項を追加しておきたい。

△写本△曼殊院(尾州大須文庫古膳本摸写、慈本記、光通書写)、東洋文庫岩崎文庫(真福寺本摸写)

△解題・研究△浅田正博氏「最澄の延暦二十一年天台開宗説について―大須本僧綱補任を中心にして―」(『印度学仏教学研究』第二十二巻第一号掲載、昭和四十八年十二月)

(2) 深賢は、内供であつた元久二年(一二〇五)五月九日、醍醐寺遍智院において、成賢(遍智院僧正。建仁三年へ一二〇三▽三月十二日、醍醐寺座主となる。)より灌頂を受けており、深賢が成賢の付法灌頂弟子であることは、『五八代記』(『醍醐寺文化財研究所紀要』第四号へ昭和五十七年三月▽掲載影印版による。)、『醍醐寺新要録』卷第十一・遍智院篇(中巻六四八頁。昭和二十七年三月、京都府教育委員会)、醍醐寺所蔵『伝法灌頂師資相承血脉』(『醍醐寺文化財研究所紀要』第一号へ昭

和五十三年十一月▽掲載翻刻による。)、『野沢血脉集』卷第二・第二十三成賢条(真言宗全書第三十九卷へ昭和九年三月、真言宗全書刊行会▽七七頁。)、『血脉類集記』第十(同上二一七頁。)等にみえる。一般には、『血脉類集記』『諸宗章疏録』卷三(大日本仏教全書第一卷・仏教書籍目録第一へ大正二年一月、仏書刊行会▽八八頁。智山全書第二十卷へ昭和四十一年一月、智山全書刊行会▽四四四頁。)の称呼“地蔵院深賢法印”で知られ、この「地蔵院」の院号は、深賢が嘉禎二年(一二三六)卯月九日に書写した『地藏菩薩應驗記』の奥書にみえるのが最初であるといわれ、それ以前は「極樂坊」と称されていたという(『醍醐寺新要録』卷第十二・地蔵院篇、下巻七三〇頁)。深賢は弘長元年(一二六一)九月十四日入寂した(『続伝灯広録』)が、その年齢は未詳である。

(3) 弁通の名は、『日本書紀』持統天皇七年癸巳(六九三)三月乙巳条にみえ、遣新羅學問僧として、神叡らとともに、純・綿・布を賜わり、同十年丙申(六九六)十一月戊申条には、大官大寺の沙門として、食封四十戸を賜わったことが記されている。

(4) 『日本書紀』天武天皇二年癸酉十二月戊申条に、

以義成僧為小僧都。

とあり、義成が少僧都に補任されたのは、文武天皇二年戊戌(六九八)十二月ではなく、天武天皇二年癸酉(六七三)十二月戊申のことであることが知られる。

興福寺本『僧綱補任』文武天皇即位第二年戊戌条には、

小僧都義成(十二月)
日任。

とあり、東大寺東南院経藏本は、本文中に掲げたとおり、異説として、「或本」に天武天皇第二年に補任されたことを記しているにもかかわらず、興福寺本と同様、文武天皇即位第二年の補任としているのである。

『日本書紀』、興福寺本『僧綱補任』と同様、義成の少僧都補任を天武天皇即位第二年のこととしている文献に、尊円入道親王(一二九八~一三五六)撰『釈家官班記』少僧都条(宮内庁書陵部所蔵新井白石献納本、群書類從卷第四二六所収本による)及び『初例抄』(『釈家初例抄』、群書類從卷第四二五所収)がある。

東大寺東南院経藏本がいかなる理由で、興福寺本と異なった記述を持つ「或本」を見出だしたにもかかわらず、その「或本」によらず、興福寺本によつたのであらうか。

臆測の域を出るものではないが、最後の校合の時に、「或本」の記事を見出だし、これを付記したためであるのではないだろうか。

東大寺東南院經藏十二卷本『僧綱補任』の性質について

(5) 良敏は義淵の弟子であり（興福寺本『僧綱補任』天平九年丁丑条）、『三国仏法伝通縁起』卷中・法相宗条によれば、義淵の七上足（玄昉・行基・良敏・行達・隆尊・良弁・宣教）の一人といわれ、良敏の弟子には慈訓がいる（『興福寺別当次第』）。良敏については、富貴原章信氏著『日本唯識思想史』（昭和十九年五月、京都・大雅堂）第四章「唯識宗の日本伝来」（二二二一~五頁）及び第五章「大成時代の法相宗」二、興福寺の北寺系⁽¹⁾良敏の系統（二七一~二八七頁）、中井真孝氏「奈良時代の僧綱」（井上薰教授退官記念会編『日本古代の國家と宗教』上巻所収、昭和五十五年五月、吉川弘文館）一八八頁参照。なお、中井真孝氏はこの論文において、『続日本紀』の僧綱補任記事を逐一検討されており、良敏以外の諸僧についても言及している。併せて参照されたい。

(6) 良弁も義淵の弟子であるものの、『続日本紀』宝亀四年閏十一月中子（二十四日）条には、

僧正良弁卒。遣使弔^レ之。

と記されているにすぎず、『扶桑略記』には、その入寂さえも記されてはいない。現在知られている諸書のうち最も古い伝を掲げているのは、『東大寺要録』卷第一・本願章第一（筒井英俊氏校訂『東大寺要録』へ昭和十九年一月初版、昭和四十六年十二月復刻、国書刊行会▽二九一三〇頁）である。良弁については、岸俊男氏「良弁伝の一齣」（『南都仏教』第四十三・四四号へ大仏殿昭和大修理落慶記念特輯▽掲載、昭和五十五年九月）、佐久間竜氏著『日本古代僧伝の研究』（昭和五十八年五月、吉川弘文館）参照。

なお小論で触れていない良弁の僧正就任時期について、岸俊男氏は右の論文の中でこの時期を諸説を検討した上、天平宝字八年（七六四）九月十一日から同月十三日までの間と推定されている。

(7) 慈訓については、佐久間竜氏「慈訓について」（『仏教史学』第六卷第四号掲載、昭和三十二年十月。のち同氏著『日本古代僧伝の研究』へ前掲▽四、慈訓へ七七一〇二二頁▽として所収。）参照。

(8) 慶俊は、慈訓とともに、王仁の後裔氏族出身の僧侶として知られ（井上光貞氏「王仁の後裔氏族とその仏教」／『史学雑誌』第五十四編第九号掲載、昭和五十七年三月、岩波書店▽第二部「古代仏教」XI所収）、詳細は、佐久間竜氏「慶俊の一考察」（『続日本紀研究』第四卷第十二号掲載、昭和三十二年十二月。のち同氏著『日本古代僧伝の研究』へ前掲▽五、慶俊へ一〇三一二三二頁▽として所収。）参照。

(9) 安寛、標瓊はともに良弁の弟子であり（『東大寺別当次第』第一代良弁条所引「師資序」）、『三国仏法伝通縁起』卷中・法相宗条によれば、安寛・標瓊は良弁の弟子ではあるが、その修めた教学は、華嚴法相兼学であるという。詳細は、佐久間竜氏「東大寺僧安寛について」（『続日本紀研究』第五卷第十一号掲載、昭和三十三年十一月。のち同氏著『日本古代僧伝の研

究』へ前掲▽六、安寛へ一二三一、一三六頁▽として所収。) 参照。

標瓊について、『釈家官班記』は、中律師の項にあげているものの、その補任年月日は記しておらず、「以上任日可尋レ之。」と記しているに過ぎない。

(10) 『真福寺善本目録』(昭和十年十月) 三十四頁に掲げられている下巻奥書には、「重注付異木了」の六文字が落ちているので、利用の際には注意されたい。

(11) 国立公文書館内閣文庫所蔵和学講談所本『顕広王記』永万元年六月二十五日壬寅条(請求番号一六一—三五、四冊之一)。

(12) 『玉葉』仁安三年一月十九日壬子条(国書刊行会本へ昭和五十四年三月復刻、名著刊行会▽第一、四〇、四二頁)。

(13) 能信の伝には、元禄七年甲戌(一六九四)季夏二十五日、第二十九代寂堂が記した『尾張國中島郡長岡庄大須郷北野山真福寺開山伝』(『真福寺列祖伝』上所収)があり、『愛知県史』別巻(昭和十四年三月、同県。昭和五十六年三月復刻、愛知県郷土資料刊行会)二七七、九頁に收められ、公刊されている。

能信と真福寺の創設については、最近、平岡定海氏が「真福寺の成立について」(総本山智積院内・真言宗智山派宗祖弘法大師千百五十年御遠忌記念出版編纂委員会編『弘法大師と現代』所収、昭和五十九年三月、筑摩書房)と題する詳細な研究を発表されている。

(14) 宮内庁書陵部所蔵・甘露寺親長筆『本朝皇胤紹運録』、『諸門跡譜』(群書類從卷第六十一)など。

聖珍の父入道一品式部卿恒明親王は、觀応二年(一三五二)九月六日、四十九歳で薨去しており、そのことは洞院公賢の日記『園太曆』同日条にみえ、また「此親王者龜山院鍾愛之御末子。」とある。

(15) 『東南院務次第』(大日本佛教全書第一二二卷・東大寺叢書第二、一六五頁。大日本佛教全書第六五卷・史伝部四、一九七頁)、宮内庁書陵部所蔵・新井白石献納本『釈家官班記』、『本朝高僧伝』(大日本佛教全書第一〇三卷、七五〇頁)卷第五十六・和州東大寺沙門聖珍伝などの外、明治時代に入つて編纂され、版を重ねた元老院『纂輯御系図』(明治十年十二月、同三十五年九月増訂第三版。大正五年十二月、東京市・須原屋松成堂)も、『釈家官班記』『本朝高僧伝』に拠つて、伏見天皇の子としている。

(16) 東大寺東南院伝來本が、東大寺以外の寺院に現存している場合も多く、田中稔氏は「醍醐寺所蔵『薄草子口決』紙背文書(抄)」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第三号掲載、昭和五十六年三月)の中で、『薄草子口決』の東大寺東南院より醍醐寺への伝来の経緯についても述べられている。

(一九八四年六月三〇日稿、同年八月三一日増補、同年九月一八日補訂)